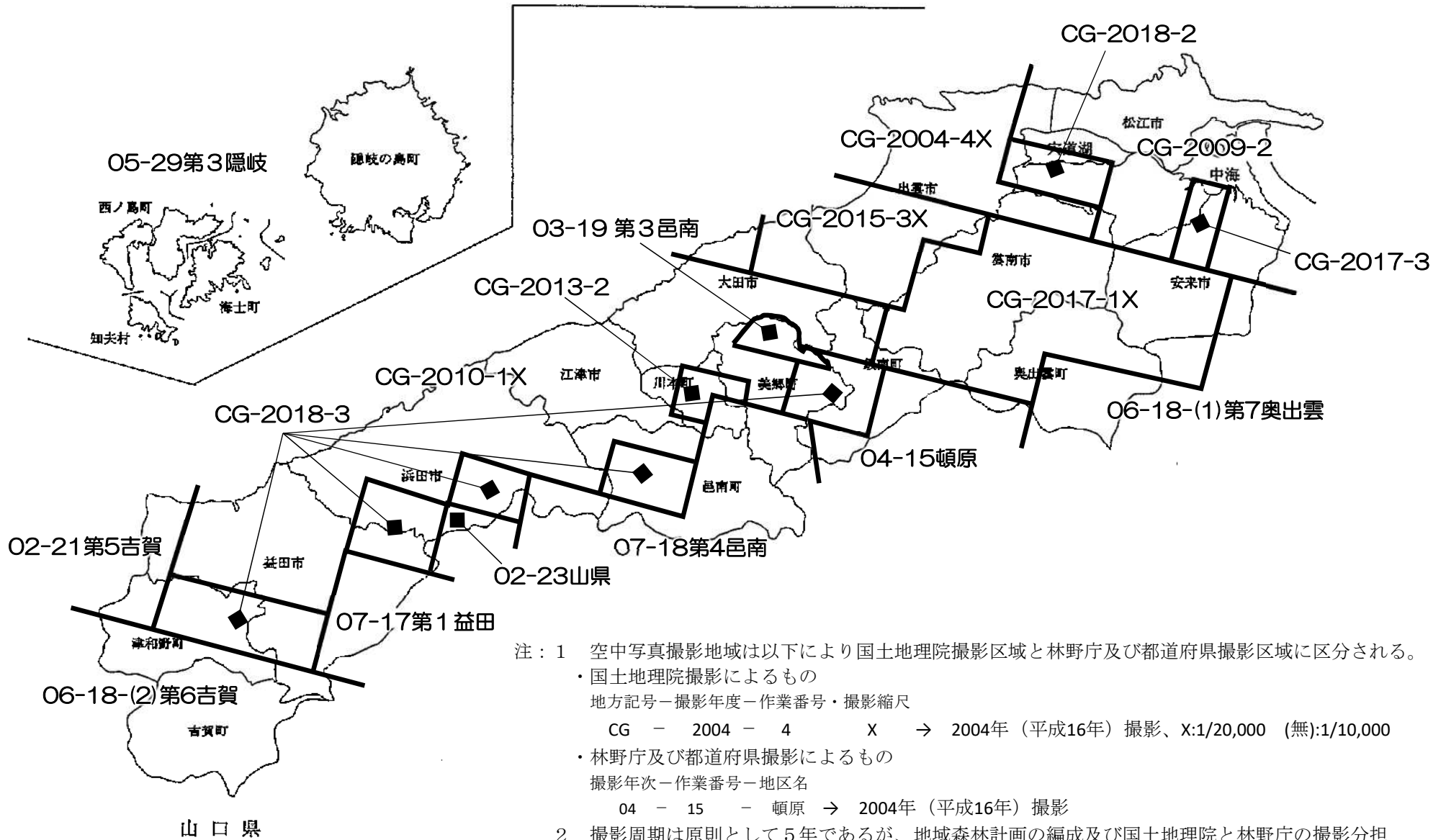


18. 空中写真撮影区域図



- 注：1 空中写真撮影地域は以下により国土地理院撮影区域と林野庁及び都道府県撮影区域に区分される。
- ・国土地理院撮影によるもの
地方記号－撮影年度－作業番号・撮影縮尺
CG - 2004 - 4 X → 2004年（平成16年）撮影、X:1/20,000 (無):1/10,000
 - ・林野庁及び都道府県撮影によるもの
撮影年次－作業番号－地区名
04 - 15 - 頓原 → 2004年（平成16年）撮影
- 2 撮影周期は原則として5年であるが、地域森林計画の編成及び国土地理院と林野庁の撮影分担協議等により変更される場合もある。
- 3 撮影一覧図に記載のある空中写真は、国土地理院などから購入することができる。